

宇和島市監査委員公表第9号

住民監査請求に基づく監査の結果について

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和7年6月11日

宇和島市監査委員 山田喜昭

宇和島市監査委員 石崎大樹

決 定 書

第1 請求人

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

第2 請求の要旨

岡原市長は、令和6年4月17日の豊後水道を震源とする地震により被害を受けた公共施設等の災害復旧事業として、南予文化会館ホール等改修設計委託料7,150万円を特命随意契約にて株式会社佐藤総合計画関西オフィスと令和6年8月6日に契約締結を行っている。高額な設計委託料と特命随意契約は違法である。違法な設計委託契約を締結したことを理由として、設計委託料の適正価格との差額 金6,150万円の賠償金を請求せよ。

第3 請求の受理

本請求は、令和7年5月15日に受付し、請求要件を具備しているとして令和7年5月19日に受理した。

第4 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年6月4日に請求人の陳述を聴取した。証拠書類として、特命随意契約理由を記載した契約内容書の提出があった。

第5 監査結果の取扱い

住民監査請求については、同一内容の請求が重複してなされた場合、請求者が異なる以上「一事不再理」の原則を援用することはできないが、既に行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる（昭和34年3月19日自治省行政課長通知）とされている。

本請求は、請求の趣旨及び陳述から、令和6年10月9日に別の住民が提出した同趣旨の住民監査請求と同一の契約の締結又は履行を監査対象としたものと認められる。

したがって、本請求については、改めて監査を行うことなく、既に行っ

た先行の住民監査請求の監査結果通知である令和7年2月19日付け6宇
監第391号「住民監査請求について」の写しをもって監査の結果とする。

令和7年6月9日

宇和島市監査委員 山田喜昭

宇和島市監査委員 石崎大樹

6 宇監第 3 9 1 号
令和 7 年 2 月 1 9 日

請求人 略

宇和島市監査委員 山田 喜昭
宇和島市監査委員 石崎 大樹

住民監査請求について

請求人が令和 6 年 1 0 月 9 日付で提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

第 1 請求人 略

第 2 請求の要旨

宇和島市長は、4月17日豊後水道を震源とする地震により被害を受けた公共施設等の災害復旧事業として、南予文化会館ホール等改修設計委託料7,700万円を補正予算計上し、特命随意契約として進めている。高額な設計委託料と特命随意契約は問題である。設計委託料は1,000万円以下の適正な価格に訂正し、特命随意契約ではなく一般競争入札にせよ。

第 3 請求の受付

本件請求は令和6年10月9日に受付し、補正及び事実証明書の提出を経て、請求要件を具備しているとして令和6年11月29日に受理した。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

受理日 令和6年11月29日

本案決定日 令和7年 2月19日

2 監査の対象部署

企画課、建築住宅課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和6年12月16日に請求人の陳述を聴取した。請求人から証拠の提出はなかった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和6年12月27日に企画課より弁明書の提出があった。

令和7年1月17日に企画課より宇和島市南予文化会館大ホール天井等改修設計業務綴りが提出された。

令和7年2月8日に企画課より弁明書（追加）の提出があった。

令和7年2月14日に関係課及び理事者からの陳述を聴取した。また、弁明書の提出があった。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令

随意契約に関する主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

イ 地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 略

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 令和6年4月17日発生した地震により南予文化会館大ホール天井が一部崩落し、設備が損傷を受けた。

イ 令和6年4月25日、当該施設新築時の建築業者である鹿島建設及び建物の調査診断を行う業者に今後の天井の改修や現状での建物全体の安全性について相談をした。

ウ 令和6年5月23日、鹿島建設及び当該施設新築時の設計業者である佐藤総合計画に改修設計に関して相談をした。

エ 令和6年7月19日、当該被害を受けた天井を特定天井として補強・修復するにあたり、その設計を外注することとし、建築住宅課が設計書を作成。設計の参考として、当該施設新築時の設計業者、株式会社佐藤総合計画関西オフィスから見積書を徴収。設計額は見積額と同額の71,500,000円。

オ 令和6年8月6日、改修設計業務を株式会社佐藤総合計画関西オフィスと特命随意契約。業務着手日令和6年8月7日、完了日令和7年3月31日。

カ 令和6年9月20日、業務請負代金の前払金 21,400,000 円を支出。

(3) 監査委員の判断

ア 設計額が高額であるという請求について

設計書作成にあたり、標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合は参考見積を徴収することができるとされており（建築設計業務委託の進め方―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―平成30年5月 全国営繕主管課長会議 資料より）、本件業務の設計において当該施設新築時の設計業者に見積依頼したことには合理性がある。提出された見積書に記載された技術者単価、経費率等が国土交通省作成の積算基準に適合していることを確認した上で、見積額と同額の設計額としている。工数の妥当性については検証できない部分であり、比較のため複数の業者から参考見積書を徴収するのが望ましいが、一者のみを参考に設計額を決定したからといって、違法であるとまでは言えない。

また、企画課から証拠として提出された、他自治体文化ホールにおける特定天井改修設計費（資料1）を見ても、南予文化会館の設計額が特段に高額であるとは言えず、請求人が主張する1,000万円の妥当性は低いと推測できる。

よって、設計額が高額であるという請求については理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により、主文のとおり決定する。

イ 特命随意契約について

随意契約の根拠法令となる地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にある「競争入札に適さない」場合について過去の判例を見ると、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難

とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。(昭和 62 年 3 月 20 日 最高裁判所第 2 小法廷 昭和 57(行ツ)74 損害賠償) とある。

本件契約時の随契理由は、「本件改修設計において、新築時の設計業務を担当しており、当該施設における音響環境及び特定天井の状況等を熟知・精通している唯一の業者であり、本業務を確実に履行できる」としている。この随契理由は「唯一」という文言を使用しているのであるから、その業者にしか履行できないという意味で解釈をしたが、市はこれを、「熟知・精通している」業者が唯一なのであって、業務履行における唯一性を示しているのではないと否定し、できるだけ早く復旧をするために随意契約をしたのであると弁明した。公文書において誤解を招く記載をするのは問題であるが、弁明を認めることとした。

そこで、最高裁判例で示された随意契約が認められるもうひとつの根拠、競争入札を行わず、特定の者と契約をするほうが契約の目的を達成する上でより妥当であるかどうかについて検証する。

まず、本設計業務が必要となった原因は地震災害であり、市は災害復旧という観点から、早期復旧を目指した。ここで、災害復旧時の契約に関し、国土交通省の示したガイドライン（「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン平成 29 年 7 月（令和 3 年 5 月改正））を見てみると、「発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁

施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 等）を選択するよう努める。」とされている。南予文化会館はガイドラインに示された随意契約が推奨される緊急性が高い施設には該当しないものの、市の指定避難所（収容人員約 4 千名）となっていること等から、復旧期間の短縮を優先したことは市の裁量の範囲内であると認められる。

次に、期間の短縮について検証する。早期復旧に向け、被災直後にまず当該施設新築に携わった建築業者、設計業者に設計及び改修工事に関する相談を行ったことには合理性がある。協議を進める中で、従前の吊り天井ではなく、現行の建築基準法に適合した耐震性を確保できる構造躯体と天井を一体化させる「準構造化天井」へ改修する方針となった。また、復旧工事全体の期間短縮に関する協議では、「設計・施工分離型」、「設計・施工 JV 型」、「設計・施工一括型」などが提案され、市の過去の契約実績を踏まえ、「設計・施工分離型」とすることが期間の短縮になるとされた。「準構造化天井」の設計に当たっては、「構造計算」が重要な部分であり、契約相手には新築時の構造計算を行った担当者が現在も在籍していること、ホール天井や建物の構造部分、音響性能等を熟知していること等から、設計期間短縮の面で他の業者より優位性があると判断された。以上のように新築時の設計業者と随意契約をしたことは、競争入札するよりも市が優先課題とした期間の短縮という目的を達成する上でより妥当であり、随意契約の要件を満たしていると言える。

よって、特命随意契約ではなく、一般競争入札にせよとの請求人の主張には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、主文のとおり決定する。

3 意 見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約制度は、一定の限られた条件のもと、その執行が認められている特別な契約制度である。しかしながら、監査の結果、随契理由という重要な公文書に誤解を招く不正確な記載があった。

随意契約の中でもとりわけ特命随意契約は、しばしば住民監査請求の対象となる等、適法性に関して疑義を持たれやすいため、透明性と公平性が特に求められる。契約伺書には随契理由及び根拠法令を明瞭・正確に記載するだけでなく、その根拠となる事実を証する書類の添付を求める等、しっかりと検証を行う体制づくりに努められたい。

令和7年2月19日

宇和島市監査委員 山田 喜昭
宇和島市監査委員 石崎 大樹